

災害復興住宅融資（補修・鶴岡市利子補給型）の  
金利のお知らせ

令和元年 9 月

災害復興住宅融資  
（補修・鶴岡市  
利子補給型）

適用期間

令和元年 9 月 1 日～令和元年 9 月 30 日までに融資のお申込みをされた方  
次回の融資金利改定スケジュール（予定）  
令和元年 10 月 1 日（発表 9 月 27 日）

- 融資の条件や手続については、「災害復興住宅融資（補修・鶴岡市利子補給型）のご案内」（パンフレット）又は当機構ホームページ（[www.jhf.go.jp](http://www.jhf.go.jp)）をご覧ください。

	金利
無利子融資 （注 1）・（注 2）	年 0.00%
無利子融資を超える融資 （注 3）・（注 4）	年 0.37% 〔年 0.37% 〕

〔 〕内の金利は、改定前の金利です。

（注 1）鶴岡市が最長 10 年間の利息相当分を当機構に対して負担することにより、補修する住宅の被害の程度に応じ、次の額までの融資金利を 0% とする融資をいいます。

補修する住宅が一部損壊等の場合	200 万円
補修する住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の場合	300 万円

（注 2）毎月の返済額は、以下の計算式で求めることができます（1 円未満の額は最終回の返済で調整します。）。

$$\text{借入額} \div (\text{返済期間 (年)} \times 12 (\text{か月}))$$

（注 3）無利子融資の額を超える部分の融資をいいます。

（注 4）毎月の返済額は、次ページの「100 万円あたりの返済額（めやす）」により算出している  
ただ、当機構ホームページの災害復興住宅融資シミュレーションにより算出することが  
できます。

【災害復興住宅融資シミュレーション】

<https://www.simulation.jhf.go.jp/saigai2/index.html>

# 無利子融資を超える融資の100万円あたりの返済額

## <元金均等返済>

100万円あたりの返済額（めやす）

返済期間	融資金利	
	元金均等	全期間 年 0.37%
1年	毎月払い	83,641
	ボーナス払い	501,850
2年	毎月払い	41,974
	ボーナス払い	251,850
3年	毎月払い	28,085
	ボーナス払い	168,516
4年	毎月払い	21,141
	ボーナス払い	126,850
5年	毎月払い	16,974
	ボーナス払い	101,850
6年	毎月払い	14,196
	ボーナス払い	85,183
7年	毎月払い	12,212
	ボーナス払い	73,278
8年	毎月払い	10,724
	ボーナス払い	64,350
9年	毎月払い	9,567
	ボーナス払い	57,405
10年	毎月払い	8,641
	ボーナス払い	51,850
11年	毎月払い	7,883
	ボーナス払い	47,304
12年	毎月払い	7,252
	ボーナス払い	43,516
13年	毎月払い	6,718
	ボーナス払い	40,311
14年	毎月払い	6,260
	ボーナス払い	37,564
15年	毎月払い	5,863
	ボーナス払い	35,183
16年	毎月払い	5,516
	ボーナス払い	33,100
17年	毎月払い	5,209
	ボーナス払い	31,261
18年	毎月払い	4,937
	ボーナス払い	29,627
19年	毎月払い	4,693
	ボーナス払い	28,165
20年	毎月払い	4,474
	ボーナス払い	26,850

## <元利均等返済>

100万円あたりの返済額（めやす）

返済期間	融資金利	
	元利均等	全期間 年 0.37%
1年	毎月払い	83,500
	ボーナス払い	501,387
2年	毎月払い	41,827
	ボーナス払い	251,157
3年	毎月払い	27,936
	ボーナス払い	167,747
4年	毎月払い	20,991
	ボーナス払い	126,042
5年	毎月払い	16,823
	ボーナス払い	101,020
6年	毎月払い	14,045
	ボーナス払い	84,338
7年	毎月払い	12,061
	ボーナス払い	72,423
8年	毎月払い	10,573
	ボーナス払い	63,487
9年	毎月払い	9,415
	ボーナス払い	56,537
10年	毎月払い	8,489
	ボーナス払い	50,976
11年	毎月払い	7,732
	ボーナス払い	46,427
12年	毎月払い	7,100
	ボーナス払い	42,637
13年	毎月払い	6,566
	ボーナス払い	39,429
14年	毎月払い	6,108
	ボーナス払い	36,680
15年	毎月払い	5,712
	ボーナス払い	34,297
16年	毎月払い	5,364
	ボーナス払い	32,213
17年	毎月払い	5,058
	ボーナス払い	30,373
18年	毎月払い	4,786
	ボーナス払い	28,738
19年	毎月払い	4,542
	ボーナス払い	27,275
20年	毎月払い	4,323
	ボーナス払い	25,959

※ 元金均等返済の場合は初回の返済額を示しています。

### 【ご注意】

元金据置期間を設定するときは、返済期間欄の年数から1年を引いた年数の返済額をご覧ください。

(例)

返済期間 20年

据置期間 1年

20年 - 1年 = 19年

→返済期間19年の返済額をご覧ください。



説明事項	商品概要
担 保	<p>○無利子融資のみをご利用の場合は、抵当権の設定は必要ありません。ただし、無利子融資と無利子融資を超える融資の融資額の合計が300万円を超える場合は、原則として、融資の対象となる建物及び土地に、機構のための抵当権を設定していただきます。</p> <p>※ 申込時点で既融資（機構（旧住宅金融公庫を含みます。）からの無担保の借入をいいます。以下同じです。）がある場合で、今回の災害復興住宅融資の融資額に既融資の残高を加えた額が300万円を超えるときは、既融資のための抵当権と今回の災害復興住宅融資のための抵当権の設定がそれぞれ必要となります。</p> <p>※ 抵当権の設定費用（登録免許税、司法書士報酬等）はお客様の負担となります。</p>
物件検査	<p>○住宅が機構の定める技術基準に適合していることについて、物件検査を受けていただきます。</p> <p>○物件検査手数料は、必要ありません。</p> <p>※ 検査機関は、地方公共団体等です。</p>
団体信用生命保険	<p>○機構団体信用生命保険にご加入いただけます。万一の場合に備え、是非ご加入ください。</p> <p>※ 特約料は、お客様の負担となります。</p> <p>※ 詳しくは、「災害復興住宅融資（補修・鶴岡市利子補給型）のご案内」及び別冊「機構団信特約制度のご案内」をご覧ください。</p>
火災保険	<p>○返済終了までの間、融資の対象となる建物に、火災保険（損害保険会社の火災保険又は法律の規定による火災共済）を付けていただきます。</p> <p>○建物の火災による損害を補償対象としていただきます。</p> <p>○保険金額は、融資額以上*とします。</p> <p>* 融資額が損害保険会社の定める評価基準により算出した金額（評価額）を超える場合は、評価額とします。</p> <p>※ 火災保険料は、お客様の負担となります。</p>
返済方法変更手数料	○必要ありません。
繰上返済手数料	○必要ありません。
資金の受取	○最終回資金のみの受取となります。
融資手数料	○必要ありません。
再 度 申 込 み	<p>○融資手続中に申込時よりも融資金利が下がった場合、無利子融資を超える融資について、金利引下げのメリットを受けるために、今回の申込みを取り下げ、再度お申込みをしていただくことができます（以下「再度申込み」といいます。）。ただし、再度申込みをされた時点での状況に基づき改めて審査しますので、審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合があります。</p> <p>○再度申込みをする場合は、「災害復興住宅融資（補修・鶴岡市利子補給型）のご案内」の「災害復興住宅融資の再度申込みについて」に記載した注意点を十分ご確認の上、手続を行ってください。</p>
無利子融資に係る留意事項	○お申し込みには、鶴岡市が発行する『「つるおか版被災住宅無利子融資制度」に係る利用確認書』の提出が必要となります。お申し込み前に鶴岡市に申請の上、発行を受けてください。

（令和元年8月）